

kaisetsu2023a.dotx の記載要領

[1] 包括登録に係る無線局の開設（変更）届出書

この様式は、簡易無線局の包括登録局の開設届又は開設局変更届の電子申請に使用します。

登録の変更申請には利用できません。

開設届は常置場所の都道府県を管轄する各総合通信局に提出します。

また開設届は運用を開始した日から「15日以内」に提出しなければなりません。

包括登録局の追加（増設）する場合も開設届出書を提出します。

[2] 包括登録に係る無線局の開設（変更）届出書様式の選択と初期設定

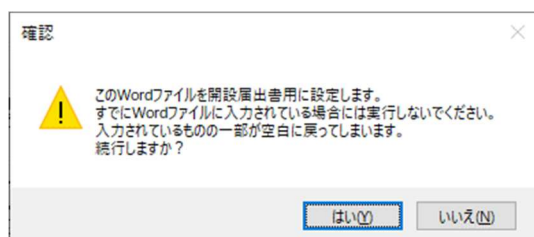
スタートメニュー（またはデスクトップ）の「電子申請サポートシステム new」—「新規作成」フォルダに保存されている様式の **kaisetsu2023a.dotx** を開きます。メニューの起動の仕方は、「各様式共通の記載要領」を参照してください。

(1) 「初期設定」タブ — 「初期設定」

最初に宛先通信局を選択してから、「開設届出書として設定」か「開設局変更届出書として設定」を選んでから「実行」ボタンをクリックします。



警告が表示されたら確認して「はい」ボタンをクリックします。



設定が終わったら次のダイアログボックスが表示されます。「OK」ボタンをクリックしてください。



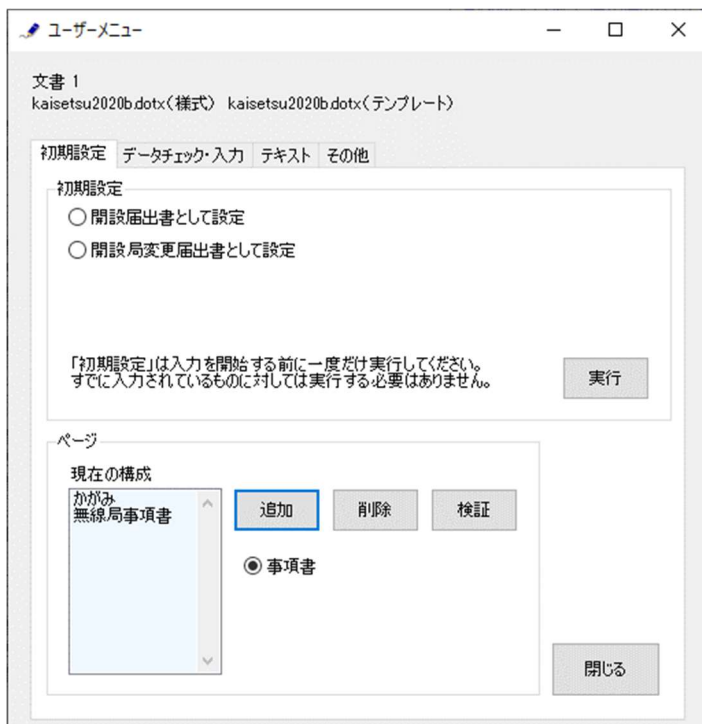
(2) 「初期設定」タブ — 「ページ」フレーム

「ページ」フレームには、「現在の構成」として、「かがみ」に始まって、現在存在する「無線局事項書」（別紙 開設局情報）がページ数分表示されています。

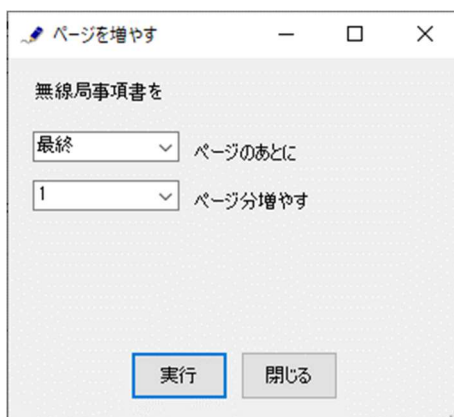
「追加」ボタンで無線局事項書のページを増やすことができます。「削除」ボタンで無線局事項書のページを減らすことができます。「検証」ボタンで現在の Word 文書のページ構成を取得しなおします。

(3) 追加する

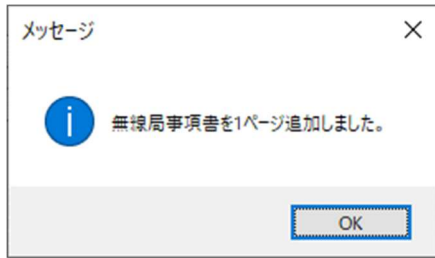
「追加」ボタンをクリックします。



無線局事項書を増やす位置を「ページのあとに」で指定し、追加するページ数を「ページ分増やす」で指定し、「実行」ボタンをクリックします。

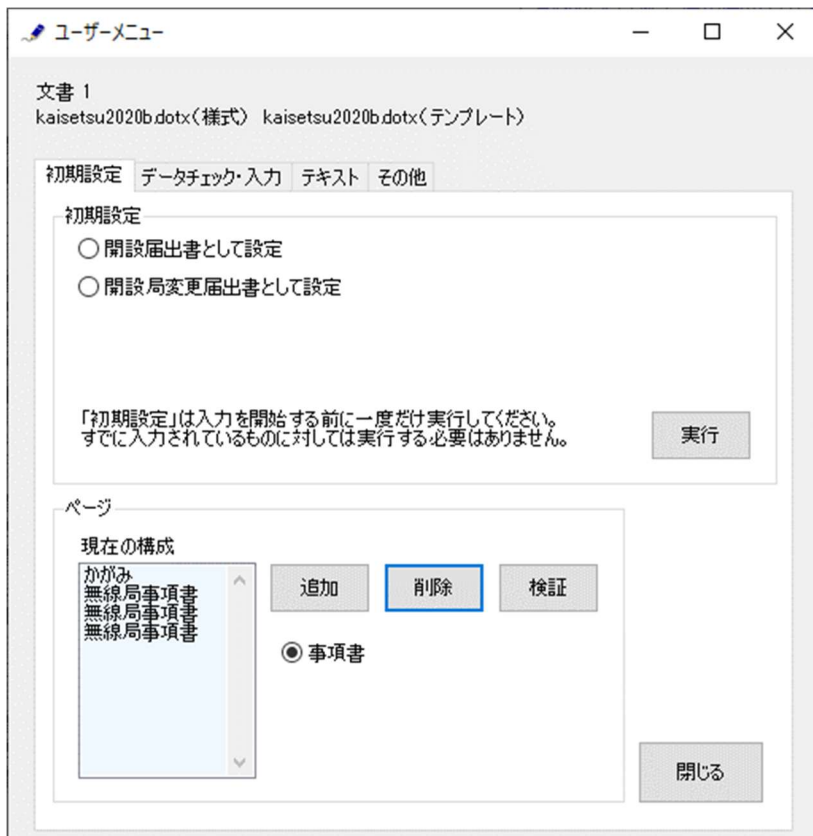


終了すると次のダイアログボックスが表示されます。「OK」ボタンをクリックします。



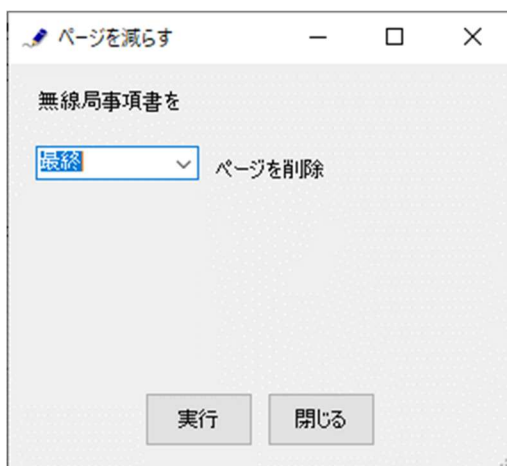
(4) 削除する

「削除」ボタンをクリックします。

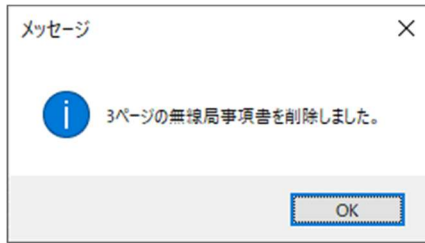


無線局事項書を削除するページを「ページを削除」で指定し、「実行」ボタンをクリックします。

ページの削除では、1ページ分しか削除することはできません。複数のページを削除する場合には、本操作を繰り返し実施してください。



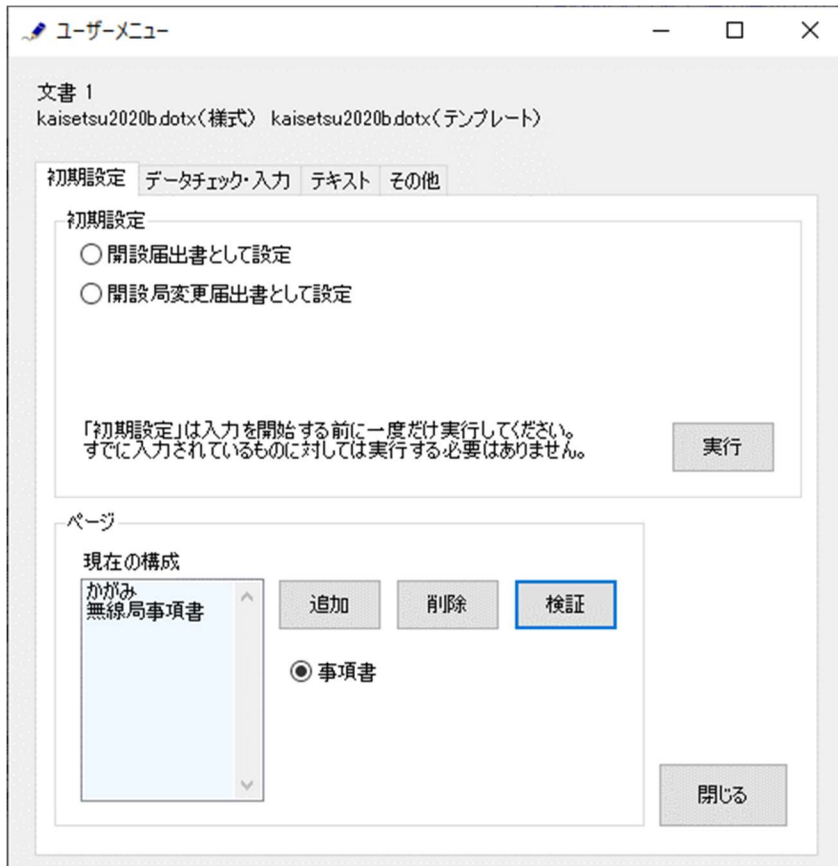
終了すると次のダイアログボックスが表示されます。「OK」ボタンをクリックします。



(5) 検証する

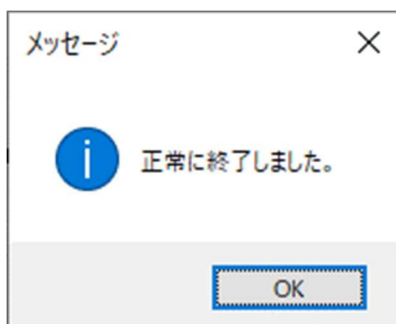
「ページ構成」が現在の Word 文書とくいちがうと正しく動作できません。

ページ構成を取得しなおすときには、「検証」ボタンをクリックします。



(通常はこの操作を行なう必要はありません)

終了すると次のダイアログボックスが表示されます。「OK」ボタンをクリックします。



[3] 届出書の作成

kaizetsu2023a.docx

包括登録に係る無線局の選択してください

令和 年 月 日

指定してください殿

登録状交付後で運用開始日から15日以内

指定してください

====> 1.届出者

申請者 法人・団体・個人の別	
郵便番号	-
住所	
氏名フリガナ	
氏名	
代表者役職	
フリガナ	
代表者氏名	
代理人	
郵便番号	-
住所	
氏名フリガナ	
氏名	
代表者役職	
フリガナ	
代表者氏名	
復代理人	
郵便番号	-
住所	
氏名フリガナ	
氏名	
代表者役職	
フリガナ	
代表者氏名	

記

① 登録の番号	第 号
登録の年月日	年 月 日
② 開設した無線局数	局

====>< 届出の内容に関する連絡先 >

所属	フリガナ
氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

(注) 登録状の変更(登録人名、登録人住所、移動範囲、周波数及び電力の変更)に係る変更届は、本様式ではできません。包括変更登録申請書の様式を使用してください。

[かがみ]

表題	「開設」のときは「開設届出書」に、「開設局変更」のときは「変更届出書」にプルダウンを選択します。
表題 2	「開設届出書」のときは「第 27 条の 34」を、「開設局変更届出書」のときは「第 27 条の 35」をプルダウンを選択します。
入力年月日	実行している日の年月日が入力されます。

1. 届出者

「法人・団体・個人の別」で該当するものを選択。

①登録の番号、年月日	登録状に記載された登録番号を入力します。 プルダウンとフリー入力で構成します。年月日は半角数字で入力します。
⑦登録した無線局数	開設局数を半角数字で入力します。 開設届の場合に入力し、変更届の場合には局数は入力しません。

[4] 事項書（別紙 開設局情報）の作成

2. 包括登録に係る無線局の開設に係る事項

① 登録の番号	※1ページ目に記載済み	
② 登録局を開設した日、又は当該登録局に係る事項を変更した日	年 月 日	
③ 運用開始の期日	年 月 日	
④ 無線設備の設置場所又は常置場所	コード[] (都道府県-市区町村コード)	
⑤ 移動範囲		
⑥ 無線設備の工事設計の内容		
識別符号	(開設の場合には識別符号、変更の場合には変更後の識別符号)	
	(開設の場合には記入しない、変更の場合には変更前の識別符号)	
適合表示無線設備の番号	(開設の場合には適合表示無線設備の番号、変更の場合には変更後の適合表示無線設備の番号)	
	(開設の場合には記入しない、変更の場合には変更前の適合表示無線設備の番号)	
無線設備の製造番号	(開設の場合には無線設備の製造番号、変更の場合には変更後の無線設備の製造番号)	
	(開設の場合には記入しない、変更の場合には変更前の無線設備の製造番号)	
⑦ 開設した無線局数	※1ページ目に記載済み	
⑧ 備考		
⑨ 登録の有効期間	年 月 日	

(1) ⑥欄「登録局を開設した日」が異なる場合は、ページを追加して、別ページに記載すること。
(2) ⑥欄「無線設備の製造番号」及び「識別符号」が複数様となる場合は、句点「,」で区切ること。
(3) ⑥欄「無線設備の製造番号」及び「識別符号」が複数様となる場合は、「適合表示無線設備の番号」も、様数と相対するよう複数記載すること。
(4) 無線設備の常置場所が変更となる場合は、⑥欄「無線設備の工事設計の内容」も併せて記載すること。

2. 包括登録に係る無線局の開設に係る事項

①登録の番号	※かがみ作成時に記載済み	
②登録局を開設した日、又は登録局に係る事項を変更した日	年月日を「Rxx.xx.xx」のように半角数字で入力してください。 日付が異なる場合は、ページを追加して別に入力してください。 ②、③は同一日となります。(登録状の「登録の年月日」ではありません) (過去日)	
③運用開始の期日	年月日を半角数字で入力してください。 ②、③は同一日となります。	
④無線設備の設置場所又は常置場所	常置場所の変更の場合は、上段に新住所とその市区町村コード、下段に旧住所とその市区町村コードを入力してください。	
⑤移動範囲	プルダウン	「全国の陸上」「全国の陸上及び日本周辺海域」「北海道総合通信局管内の陸上」「東北総合通信局管内の陸上」「関東総合通信局管内の陸上」「信越総合通信局管内の陸上」「北陸総合通信局管内の陸上」「東海総合通信局管内の陸上」「近畿総合通信局管内の陸上」「中国総合通信局管内の陸上」「四国総合通信局管内の陸上」「九州総合通信局管内の陸上」「沖縄総合通信事務所管内の陸上」から選択することができます。

	プルダウン	「全国の陸上及びその上空」「全国の陸上及び日本周辺海域並びにそれらの上空」「北海道総合通信局管内の陸上及びその上空」「東北総合通信局管内の陸上及びその上空」「関東総合通信局管内の陸上及びその上空」「信越総合通信局管内の陸上及びその上空」「北陸総合通信局管内の陸上及びその上空」「東海総合通信局管内の陸上及びその上空」「近畿総合通信局管内の陸上及びその上空」「中国総合通信局管内の陸上及びその上空」「四国総合通信局管内の陸上及びその上空」「九州総合通信局管内の陸上及びその上空」「沖縄総合通信局管内の陸上及びその上空」から選択することができます。
	フリー入力	全角で入力してください。
⑥無線設備の工事設計の内容		
識別符号	<p>識別符号を入力します。(20 から始まる 9 桁の番号)</p> <p>識別符号が複数の場合、連続するものは「～」でつなぎ、連続しないものは「,」（全角句点）で区切ります。 適合表示無線設備の番号や製造番号と同じグループ数になるようにし、相関関係がわかるようにします。</p> <p>無線設備のセット替えの場合は、旧識別符号を下段に入力します。</p>	
適合表示無線設備の番号	<p>技術基準適合証明番号または工事設計認証番号を入力します。(00 から始まる番号)</p> <p>複数ある場合には、連続するものは「～」でつなぎ、連続しないものは「,」（全角句点）で区切ります。 製造番号や識別符号と同じグループ数になるようにし、相関関係がわかるようにします。</p> <p>無線設備のセット替えの場合は、旧適合表示無線設備の番号を下段に入力します。</p>	
無線設備の製造番号	<p>製造番号を入力します。</p> <p>複数の場合、連続するものは「～」でつなぎ、連続しないものは「,」（全角句点）で区切ります。 適合表示無線設備の番号や識別符号と同じグループ数になるようにし、相関関係がわかるようにします。</p> <p>無線設備のセット替えの場合は、旧製造番号を下段に入力します。</p>	
⑦登録した無線局数	※かがみ作成時に入力済み	
⑧開設局の備考	全角で入力します。変更届の場合、旧情報を入力します。(旧常置場所、旧移動範囲など)	
⑨登録の有効期間	登録状に記載された「登録の有効期間」を「Rxx.xx.xx」のように半角数字で入力してください。	

納入告知先は包括登録申請書の申請時に設定してください。

開設届と同時に提出はできません。(開設届の提出に合わせて納入告知先を変更したい場合は事前にご相談ください。その場合、該当登録番号で開設しているすべてが変更されますのでご注意ください。)

電波利用料の請求は、登録の番号の単位に請求されますので、支払先を別にする場合は、別に包括登録を受ける必要があります。

事項書 1 枚目に入力した情報を 2 枚目以降に反映する



複数の事項書を入力するときは、最初に事項書の 1 枚目に入力してから、「データのコピー」フレームの「事項書 1 枚目の内容を 2 枚目以降にコピーする」をチェックしてから「実行」ボタンをクリックします。

終了すると次のダイアログボックスが表示されます。「OK」ボタンをクリックします。



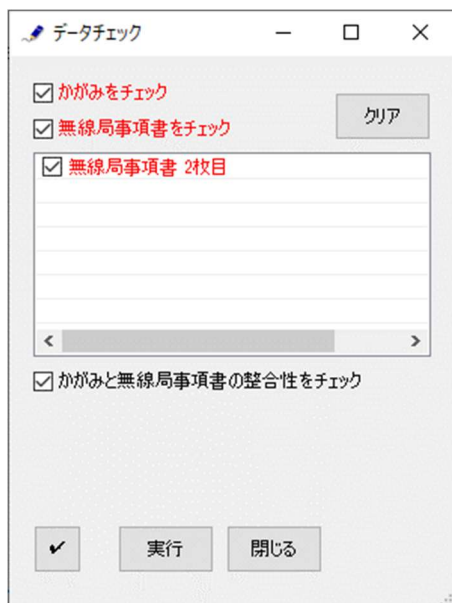
[5] データチェック

かがみと事項書の入力完了したら、データチェックを実行してください。
入力ミスを自動的にチェックし、ミスがあればメッセージが出ます。

「エラー」は修正が必要です。修正しないと先に進めません。

「警告」は確認のためのものです。修正等の必要ない場合もあります。先に進めることができます。

※データを修正したときは「クリア」をクリックし、再度データチェックを実行してください。



データチェックが完了したら、名前を付けて保存し、全国陸上無線協会へのメールに保存した Word 文書を添付してお送りください。